



〈通行地役権について〉
西側道路に面する区画の通行の利便性を高めるため
⑧-3・⑨-2・⑩-2・⑪-3については
⑧-1・⑨-1・⑩-1・⑪-1のための通行地役権を設定します。
全ての区画建築後に、アスファルト舗装工事を行います。

〈敷地延長部分について〉
⑧-2・⑪-2は全ての区画の建築後に、
地先ブロック・アスファルト舗装工事を行います。

〈西側道路後退部分について〉
⑧-4・⑨-3・⑩-3・⑩-4・⑪-4については
全ての区画建築後に、アスファルト舗装工事を行います。

〈電柱について〉
現在⑩-2・⑪-3の位置にある電柱は
土地利用計画図記載の位置周辺に移設を行います。
⑧-1に関してはお客様負担にて
私設柱の建柱及び支線の設置をお願い致します。

水道 φ20mm ×
排水柵 φ150mm ○
擁壁所有 →
電柱 ●
支線 →
私設柱 ▲

※計画図の内容は現時点のものとなります。
現場の状況により計画に変更が生じる可能性があります。

計画	土地利用計画図		
区分	造成 給排水	縮尺	1:250
作成日	令和6年6月27日		
施工箇所	高崎市東国分町字村前238番10地		
作成者	高崎市飯塚町457-1 株式会社阿久津都市開発		